

京極町農業委員会総会議事録

(第11回令和6年7月25日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日 午後1時30分から 1時45分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 (9 人)

1 番	酒井勇一
2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
4 番	横川順行
5 番	小山憲一
6 番	熊谷 聡
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也
11 番	船場 茂

4. 欠席委員 (2 人)

7 番	行天英宏
9 番	清本勝彦

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 報告第2号	農地移動斡旋委員会の経過について
第4 報告第3号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について
第5 議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 小貫 将仁

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後1時30分

船場会長 これより第11回京極町農業委員会総会を開会いたします。
皆さん大変お忙しい中お集まり頂きありがとうございます。この後も忙しいと思いますのでスムーズに進めさせていただきたいのでよろしくお願いいたします。

事務局 本日、事務局長は所用により欠席しております。また、7番行天委員、9番清本委員は所用により欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は11名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、3番後藤委員、4番横川委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続いて、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告について委員が参加しているところのみご報告いたします。

1、第10回京極町農業委員会総会を、令和6年6月27日に京極町役場議員控室で開催しております。

3、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、7月8日に酒井委員、横川委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

4、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会（幹旋委員会）を、7月10日に京極町役場応接室で1件開催しております。内容について、申出者は、〇〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇〇氏。調査員については、堅田委員、小山委員、事務局で応対しております。

5、同日、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、幹旋委員会終了後に堅田委員、小山委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇

○氏所有地です。

6、山麓地区農業委員会協議会研修会が7月18日に蘭越町昆布活性化センターで開催され、船場会長、粥川会長職務代理、森委員、熊谷委員、堅田委員、清本委員、事務局で出席しております。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「農地移動斡旋委員会の経過について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

【農地移動斡旋委員会の経過について、議案書朗読及び説明】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過についてご報告いたします。

次のとおり農地の売買につき斡旋委員会を開催したので経過について報告するものとする。令和6年7月25日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。申出者、○○○○氏。相手方、○○○○氏。斡旋経過は別紙経過報告による。なお、議案書2ページの斡旋委員会の経過については、委員長より報告をお願いいたします。

議 長

報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過について、番号1番を堅田委員より、報告をお願いいたします。

堅田委員

【報告書朗読及び説明】

それでは、農地移動斡旋委員会の経過について報告いたします。

番号1番について、斡旋年月日は、令和6年7月10日水曜日午後1時。開催場所は、京極町役場応接室。当事者は、申出者が、○○○○氏、相手方が、○○○○氏。申出農地面積は、字○○、○○番○の畑で○○㎡外○筆。合計○筆で○○㎡。斡旋の成否は成立しております。斡旋の成立価額は、○○円で10アール当たり○○円。資金は農地所得資金です。

報告は以上になります。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地移動斡旋委員会の経過について」を終わります。

それでは、日程第4、報告第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

【報告第2号について、議案書朗読及び説明】

議案書3ページをご覧ください。日程第3、報告第3号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてご報告いたします。

農地法第6条第1項の規定による別紙の者から農地所有適格法人報告書の提出があったので報告するものとする。令和6年7月25日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

議案書4ページ～8ページをご覧ください。令和5事業年度における報告件数につきましては13法人となります。報告書を確認したところ、全件において、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告いたします。

報告第3号につきましては以上となります。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

【発言なし】

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第3号の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」を終わります。

続いて、日程第5、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書9ページをご覧ください。日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和6年7月25日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案2件となっており、所有権移転の計画が1件、利用権の再設定の計画が1件です。

議案書10ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和6年7月26日。終期、令和9年7月25日。期日、令和6年7月26日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号2。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。移転の時期、令和6年7月26日。対価の支払期限、令和6年10月31日。土地の引渡日、令和6年7月26日。対価につきましては、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、賃貸している農地を売買するため。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して、番号1番を酒井委員より、2番を堅田委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

酒井委員お願いします。

酒井委員

【報告書朗読及び説明】

番号1番について、議案書11ページの調査書のとおり、7月8日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。続いて堅田委員お願いします。

堅田委員

【報告書朗読及び説明】

番号2番について、議案書12ページの調査書のとおり、7月10日に調査しました。賃貸している農地を売買をするもので問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案書 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第 1 1 回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 1 時 4 5 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 8 月 2 8 日 (水) 午後 1 時 3 0 分